

音更町空き店舗活用事業補助金に関する質疑等

(問 1)

町内のどこの空き店舗を借りたら補助金を受けることができますか。

(回答)

町内全域が対象となります。

(問 2)

会社を退職して創業しようと考えています。どのような業種で事業を始めたら補助の対象となりますか。

(回答)

実施可能な事業であれば原則として全て対象となります。ただし、風俗関係、遊技関係、宗教関係、親族若しくは生計同一者又はこれらの者が役員をする法人が所有する空き店舗での事業、町長が不適当と認めたものなどは除かれます。

(問 3)

現在、帯広市で喫茶店を営んでいます。音更町内の空き店舗を借りて喫茶店を開店しようと考えていますが、補助の対象となりますか。

(回答)

補助対象となります。

(問 4)

現在、音更町内でラーメン店を営んでいます。今度対象地域で2号店を開店しようと考えていますが、補助の対象となりますか。

(回答)

補助対象となります。

なお、業種にかかわらず、町内にある事業所を廃止して事業を開始する場合は対象外としていますので、ご注意ください。

(問 5)

町内で同時に2店舗開業したいと考えています。業種は、飲食店と理髪店を予定していますが、それぞれ補助の対象となるのでしょうか。

(回答)

この補助金は、1交付対象者につき1回限りとしていますので、業種や開店時期を問わず補助金額は、空き店舗の改修費及び賃借料の2分の1以内で、100万円を限度として1回限りの交付とさせていただきます。

(問 6)

町内で創業し、個人で飲食店を開店しようと考えています。経営が軌道に乗れば、法人成りして別の商売を開業しようと考えていますが、それぞれ補助の対象となりますか。

(回答)

個人で補助対象となりその事業が完了する前に法人成りした場合は、事業を承継したものとみなし、法人で1回限りの交付となりますので、次の商売は対象外となります。ただし、個人とは別に法人を設立した場合は、それぞれが補助の対象となり得ます。

また、事業が完了した後に法人成りした場合は、別の交付対象者の扱いとなりますので、法人としても補助の対象となります。

(問 7)

町内で空き店舗を借り、喫茶店を開店したいのですが、仮に3ヶ月で廃業し、その後再び違う業種で開店する場合は、補助の対象となるのでしょうか。

(回答)

この補助金は、交付を1回限りとしていますので、仮に廃業した場合でも補助金の交付を受けていなければ、再度補助の対象となり得ます。ただし、6ヶ月経過後の廃業で概算払いを受けていれば、再度補助の対象となることはありません。

(問 8)

創業するに当たり、事業に使用する軽トラックを購入しましたが、補助の対象となりますか。

(回答)

改修費の対象は、内装及び外装工事費や電気配線工事、店内に付随する備品・機械等の購入費、防火施設などで、軽トラックなどその他の設備資金、運転資金での支出は対象となりません。

(問 9)

店舗の隣にある空き地を客用駐車場として使用する場合、その土地の賃借料は補助の対象となりますか。

(回答)

当該空き店舗の賃借料のみ対象となりますので、土地の賃借料は除かれます。賃貸契約料の中に土地の分が含まれている場合は、周辺の家賃の相場を勘案して家賃を算出し、補助額を算定します。ただし、店舗前の駐車場は一体的なものとして賃貸契約されるものとみなします。

(問 10)

補助金の交付を受けようとする場合、どのような手続きを行えばよいのですか。

(回答)

対象者は、事業を開始する前に、創業・事業計画認定申請書を提出し、創業・事業計画の承認を受ける必要があります。創業・事業計画認定申請書は音更町商工会の経営指導を受けて作成する必要がありますので、事前に商工観光課または音更町商工会へご相談ください。

(問 11)

補助金の交付対象者となった場合、いつ頃補助金をもらえるのですか。

(回答)

事業の開始日から半年後に、交付申請書を提出していただき、補助金額の交付決定をします。同時に概算払いの申請書を提出することにより、決定額の2分の1以内で補助金を概算払いします。残りは、1年後に補助金を精算払いします。

(問 12)

補助金の交付対象者となって、平成25年5月に創業予定の場合、申請手続き関係はどうなるのですか。

(回答)

創業・事業計画認定申請書の承認を受けた後、事業を開始しましたら、事業着手(開始)届を提出していただきます。その後11月(事業開始の日から6か月後)に交付申請書を提出していただきます。翌年5月(事業開始の日から12か月後)に実績報告書を提出いただき、補助金の精算を行い事業完了となります。

(問 1 3)

概算払いを受けた後に事業を廃止した場合は、概算払い金を返還しなくてはならないのですか。

(回答)

概算払いを行う前に交付決定をしますので、その時点で補助対象として認められた事業となります。従って、一度概算払いを行った補助金は返還義務を負いません。同様に、精算払いを受けた後の事業廃止も返還の対象とはなりません。ただし、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号）の規定に基づく交付決定の取消しが行われた場合は、補助金の返還を求めることとなります。

(問 1 4)

事業開始から3ヶ月後に事業廃止した場合は、改修費と3ヶ月分の家賃は補助してもらえるのですか。

(回答)

事業開始から6ヶ月後に交付決定をしますので、交付決定前の事業廃止は補助の対象となりません。

(問 1 5)

補助金は、交付対象となった経費については満額交付されるのですか。

(回答)

補助金は予算の範囲内で交付することとしていますので、必ずしも限度額の100万円が交付されるとは限りません。交付対象者が多数ある場合は、予算額を交付決定額で按分して交付することもありますのでご了承ください。

(問 1 6)

申請する場合の期間設定はあるのですか。

(回答)

特に期間は設けておりません。交付対象となる可能性がある場合は、事業に着手する前に商工観光課商工労政係へご相談ください。

(問 1 7)

商工会の経営指導は必ず受けなければならないのですか。また、商工会に入会しなければなりませんか。

(回答)

補助金の対象として適正であるか客観的に判断する必要があることと、事業経営が将来的に成り立つのか見極めるために経営指導を受けて計画書を作成していただきます。

また、商工会への入会は強制ではありませんが、継続的に指導を受ける必要があること、各種情報の収集や情報発信に役立ちますので、会員となっていていただくことが望ましいと考えます。

(問 1 8)

市町村税を滞納しているときとは、いつの時点のことですか。

(回答)

税金は決められた期限までに納入していただくことが原則ですが、この要綱では交付申請時と定めています。従って、事業着手時に滞納がある場合は、6ヶ月経過後の交付申請時までに完納していただければ補助金の交付対象となります。ただし、交付申請時に滞納がある場合はその時点で対象外といたします。

(問19)

事業を共同で行う場合、構成員全員の納税状況を確認するのですか。

(回答)

交付申請時に市町村税納入状況調査同意書を提出していただきますが、共同で行う場合は、構成員全員の状況を確認させていただきます。なお、確認するのは、対象者が法人の場合は法人市町村民税、個人市町村民税（特別徴収の場合）、固定資産税、軽自動車税で、個人の場合は個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税となっており、国税及び道税は関係ありません。